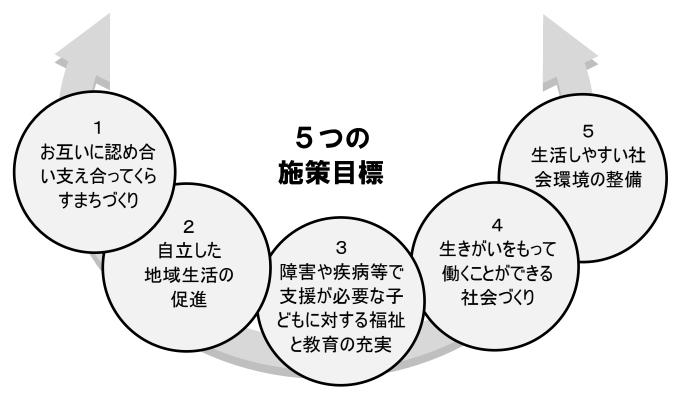
# 第4章

# |基本方針と施策目標

平成23年8月施行の「改正障害者基本法」の理念及び基本原則,並びに平成22年12月策定の「はばたけ未来へ! 京プラン(京都市基本計画)」の障害者福祉分野における基本方針及び推進施策に基づき,次のとおり基本方針と施策目標を定めます。

# 計画の基本方針

障害のあるひともないひとも、 すべてのひとが違いを認め合い、 支え合うまちづくりを推進する



# 【施策目標1】 お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり

お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくりのために、福祉教育の充実や障害のある人との交流機会の拡大、ボランティア活動の活性化、地域における相談活動の拡充等を通じ、障害のある人にとってのあらゆる「社会的障壁」を取り除くための啓発・広報、権利擁護、社会参加、わかりやすい情報提供、相談支援のための取組を積極的に展開します。

#### 【施策目標2】 自立した地域生活の促進

障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、すこやかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療等のサービスが適切に供給される環境の整備を図ります。また、一人一人の障害の種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人が自らの意思で主体的に選択ができる体制を整備します。

# 【施策目標3】 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

障害のある子どもに対する保育、療育の実施にあたっては、それぞれが必要とする 支援の内容を把握し、各関係機関が連携した支援体制を構築します。また、個性と可能性を伸ばし、将来地域で暮らしていくことができるよう、インクルーシブ教育の理 念を踏まえ、すべての子どもたちが共に学び合い、育ち合う教育を推進するとともに、 一人一人の特性、能力に応じた適切な教育をさらに推進します。

# 【施策目標4】 生きがいをもって働くことができる社会づくり

障害のある人が生きがいを持って社会参加できるまちづくりのために、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで、就労を支援する体制の整備を図ります。また、障害のある人の適性や能力を活かした多様な就労の場の拡充に取り組むとともに、適切な工賃が確保できるよう支援します。

# 【施策目標5】 生活しやすい社会環境の整備

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、建物や道路等のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人を災害から守り、安心・安全な暮らしを確保するために、福祉避難所の拡充や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくりを進めます。